

函館市農業委員会

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和8年7月31日

函館市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な事務として、明確に位置づけられた。

本市農業は、道内では比較的温暖な気象条件に恵まれ、馬鈴薯などの野菜を基幹作物として米、生乳等の生産をしている。特に馬鈴薯、人参、大根等を中心とした野菜が本市の農業基盤および農業経営を支える重要作物となっている。

近年、生産者の創意工夫と努力を基本に、地域の特性を活かした品質の向上や生産コストの低減、農作物の販路の拡大など、農業経営の安定を図るための取り組みが積極的に進められている。

しかし、農業経営者の高齢化が進み、後継者のいない農家も多く、農家戸数の減少が進む中、遊休農地の発生等が懸念されることから、新規参入の促進、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員および農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携した活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、基盤法第5条第1項に規定する北海道農業経営基盤強化促進基本方針および基盤法第6条第1項に規定する函館市の農業経営基盤の強化の促進

に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として１０年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員および推進委員の改選期である３年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第２５８４号農林水産省経営局長通知、令和４年２月２５日付け３経営第２８１６号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第２ 具体的な目標と推進方法

１．遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和８年３月)	１， ９ ４ ８ ha	１ ８ ha	０． ９ %
３年後の目標 (令和11年３月)	１， ９ ３ ６ ha	６ ha	０． ３ %
目 標 (令和18年３月)	１， ９ ３ ０ ha	０ ha	０． ０ %

- ※１ 管内の農地面積は、耕地および作付面積統計における耕地面積と農地法第３０条第１項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第３２条第１項第１号の遊休農地の合計面積を記入
- ※２ 遊休農地面積は、農地法第３０条第１項の規定による農地の利用状況調査により把握した第３２条第１項第１号または第２号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員および推進委員の連携により、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３０条第１項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第３２条第１項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ることとし、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成２１年12月１１日付け２１経営第４５３０号・２１農振第１５９８号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）によるものとする。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、日常的に実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農業委員会農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

イ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた中間管理機構への貸付手続きを行う。

ウ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和8年3月)	1, 930 ha	907 ha	47.0 %
3年後の目標 (令和11年3月)	1, 930 ha	937 ha	48.5 %
目 標 (令和18年3月)	1, 930 ha	1, 007 ha	52.2 %

※1 管内の農地面積は、耕地および作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者および農業委員会等に関する法律施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和8年3月)	1 8 7 戸	7 7 経営体	4 経営体	2 1 経営体	0 団体
3 年後 の 目 標 (令和11年3月)	1 8 7 戸	8 0 経営体	7 経営体	2 1 経営体	0 団体
目 標 (令和18年3月)	1 8 7 戸	8 7 経営体	1 4 経営体	2 1 経営体	0 団体

※1 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、「地域計画」等の見直しに活用する。

※2 「総農家数」は、2025年農林業センサスの数値を記入

※3 目標の数値は累計とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業のあり方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに協力する。

イ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構および農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

ウ 農地の利用調整と利用権設定等について

農地の利用調整については、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

エ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（法人を含む） （新規参入者取得面積）		
現 状 （令和8年3月）	0	経営体	
	（ 0	ha ）	
3年後の目標 （令和11年3月）	3	経営体	
	（ 3	ha ）	
目 標 （令和18年3月）	10	経営体	
	（ 10	ha ）	

※ 目標の数値は累計とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

市および農協等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者および新規参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど、積極的な支援を行う。

イ 企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を利用した企業参入の推進に努める。

ウ 農業委員会によるフォローアップ活動について

農業委員および推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備に努めるとともに、営農指導後見人的な役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

本市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声かけ等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力